

# 第4次光市障害者福祉基本計画

令和6年3月

光市



やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり  
～共生社会の実現にむけて～



本市では令和3年3月に「第3次光市障害者福祉基本計画(改定)及び第6期光市障害福祉計画」を策定し、基本計画で掲げた「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」を具現化するため、障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合うための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

近年では「障害者差別解消法」の改正や「医療的ケア児支援法」の施行、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の施行などの法整備が進み、障害の有無によって分け隔てられることなく人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組まれています。また、2020東京パラリンピックを契機として、障害のある人への関心や共生社会への意識が高まっているところ です。

一方、多発化、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などにより、障害のある人を取り巻く環境やニーズは多様化、複雑化する傾向にあり、こうしたニーズへの対応が求められています。

このような中、本市でも障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的かつ計画的に推進するため「第4次光市障害者福祉基本計画」を策定いたしました。

本計画では、これまで取り組んできた計画の基本理念を継承し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育、雇用、住宅などさまざまな分野に渡る施策を包括的に推進してまいりますので、市民のみなさまの一層のご理解とご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市議会や光市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、各調査にご協力をいただきました市民、障害福祉事業所、総合支援学校等の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

光市長 市川 照



# 目 次

第1章 計画策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の基本理念	3
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	6
第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果	7
第1節 障害者の状況	
1 障害者手帳所持者数の推移	8
2 身体障害児・者の状況	9
3 知的障害児・者の状況	12
4 精神障害児・者の状況	14
5 発達障害者の状況	17
6 障害支援区分の認定状況（令和5年4月現在）	18
第2節 アンケート調査の結果	
1 アンケート調査の概要	20
2 アンケート調査結果の要点	21
第3章 計画の基本的考え方と分野別施策	35
第1節 障害者福祉基本計画とは	36
第2節 計画の基本目標及び基本的視点	
1 計画推進の基本目標	37
2 施策推進の基本的視点	38
施策の体系	40

第3節 分野別施策	
1 理解促進	42
2 生活支援	48
3 生活環境	57
4 雇用・就労	62
5 教育・文化	66
第4章 計画の推進と進行管理	71
第1節 計画の推進体制	72
第2節 広報・啓発活動の推進	72
第3節 計画の進行管理	73
資料	75
参考資料	76
光市地域自立支援協議会設置要綱	78
光市地域自立支援協議会委員名簿	80

# 第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の基本理念

第3節 計画の位置付け

第4節 計画の期間

第5節 計画の策定体制

## 第1節 計画策定の趣旨

平成18年(2006年)12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めています。我が国ではこの条約を締結するため、平成24年に障害者総合支援法、平成25年に障害者差別解消法の制定など法整備を進め、障害のある人が社会に参加することや、障害を理由とするあらゆる差別を解消するための取組を加速化し、平成26年1月に条約の締結国となり、現在は、国際基準において障害のある人の権利の実現や権利を守る取組が進められています。

また、障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、市(地域)における障害者の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされています。

このため、本市では令和3年3月に障害者基本法に基づく第3次障害者福祉基本計画を改定し、共生社会の実現に向け、「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」を基本理念に、障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合うための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、この3年間において、令和3年には「障害者差別解消法」の改正、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、山口県においても「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が施行されるなど、共生社会の実現に向けて体制整備が進められています。

こうした中、第3次障害者福祉基本計画の計画期間が終了することから、改めて本市における障害のある人の心身の状況、その置かれている環境、近年の状況の変化、その他の事情を正確に把握・分析・整理した上で、これらの事情を勘案するとともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsの精神を踏まえ、次期計画となる「第4次光市障害者福祉基本計画」を策定するものです。

## 第2節 計画の基本理念

本市では、第3次光市総合計画のもと、20年後の本市の目指す将来像である「ゆたかな社会」の実現のため、さまざまな分野において施策を推進しています。

障害福祉施策においては、光市総合計画のほか、障害者基本法等の関係法令を踏まえて策定した「第3次光市障害者福祉基本計画及び第6期光市障害福祉計画」に基づき、障害者福祉に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する体制を構築しています。

こうしたことから、「第4次光市障害者福祉基本計画」の策定に当たっては、障害者基本法の基本理念である「共生社会の実現」を通じて、本市の目指す将来像「ゆたかな社会」の具現化を目指すため、引き続き「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」の基本理念により、取組を進めていきます。「第7期光市障害福祉計画」についても基本理念や考え方を共有することで、総合的かつ計画的に取組を推進します。

### 基本理念

やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり

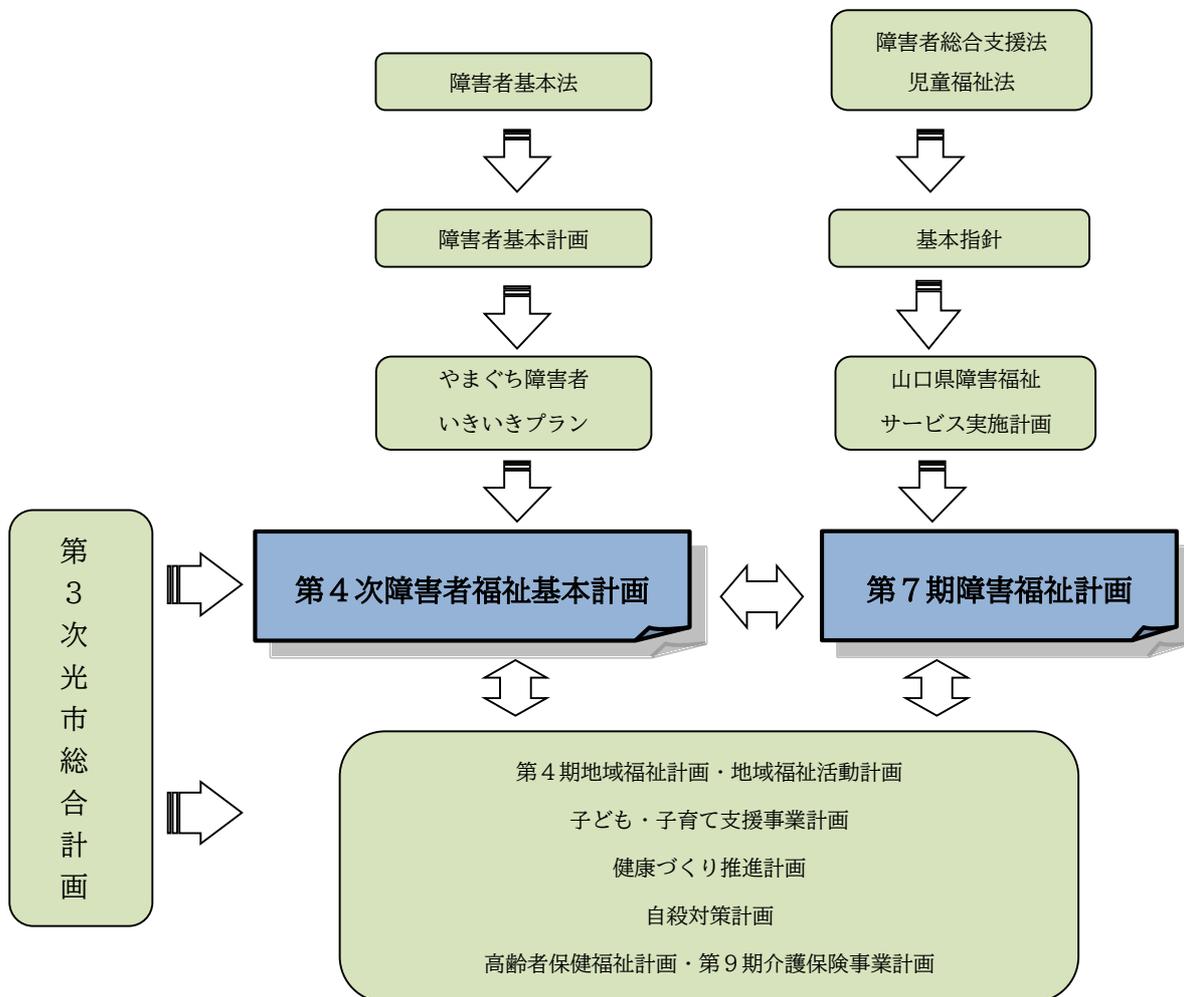
～共生社会の実現にむけて～

## 第3節 計画の位置付け

本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者等の施策に関する基本的な事項について定めるものです。

また、国の「障害者基本計画」や山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」を踏まえ、「第3次光市総合計画」はもとより、「第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」をはじめとした、本市のその他の計画との調和を図りながら推進します。

(計画の相関図)



【光市障害福祉計画との関係】

「光市障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に規定された「障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に規定された「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画で、本計画の障害福祉サービスに関する実施計画としての性格を有し、サービス必要量の見込みや地域生活移行、就労支援についての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取組を示す計画です。

## 第4節 計画の期間

「第4次光市障害者福祉基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

◎各種計画の期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
光市総合計画	→			3次			→			...	...	...
光市地域福祉計画	→			4期			→			...	...	...
(国)障害者基本計画	→			5次			→			...	...	...
やまぐち障害者いきいきプラン	→						→					
山口県障害福祉サービス実施計画	5期		6期		7期		8期		→	→	→	→
<b>光市障害者福祉基本計画</b>	→			3次			4次			→		
光市障害福祉計画	5期		6期		7期		8期		→	→	→	→

## 第5節 計画の策定体制

### <市民意見の聴取>

本計画を策定するに当たり、障害のある人の実態、サービス利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人の意識の把握を行うため、福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

また、光市地域自立支援協議会において意見交換を重ね、パブリックコメントの実施を経て、策定しました。

### <県や周南圏域との連携>

第4次光市障害者福祉基本計画については、国の「第5次障害者基本計画」や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」の基本方針を踏まえ、「第3次光市総合計画」の実現に向けた実施計画として策定しました。

第7期光市障害福祉計画については、山口県との連携のもと、周南圏域（光市、下松市、周南市）での調整を図りながら策定しました。

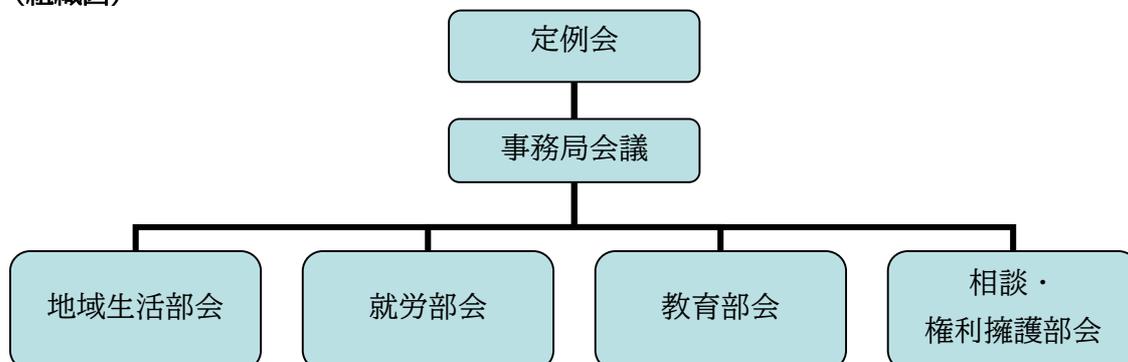
### 光市地域自立支援協議会

#### 障害者総合支援法（抜粋）

（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くよう努めなければならない。

（組織図）



## 第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

### 第1節 障害者の状況

### 第2節 アンケート調査の結果

## 第1節 障害者の状況

### 1 障害者手帳所持者数の推移

本市における令和5年4月1日現在の人口は49,233人となっています。一方、障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在2,663人で、総人口に占める割合は、5.41%となっています。

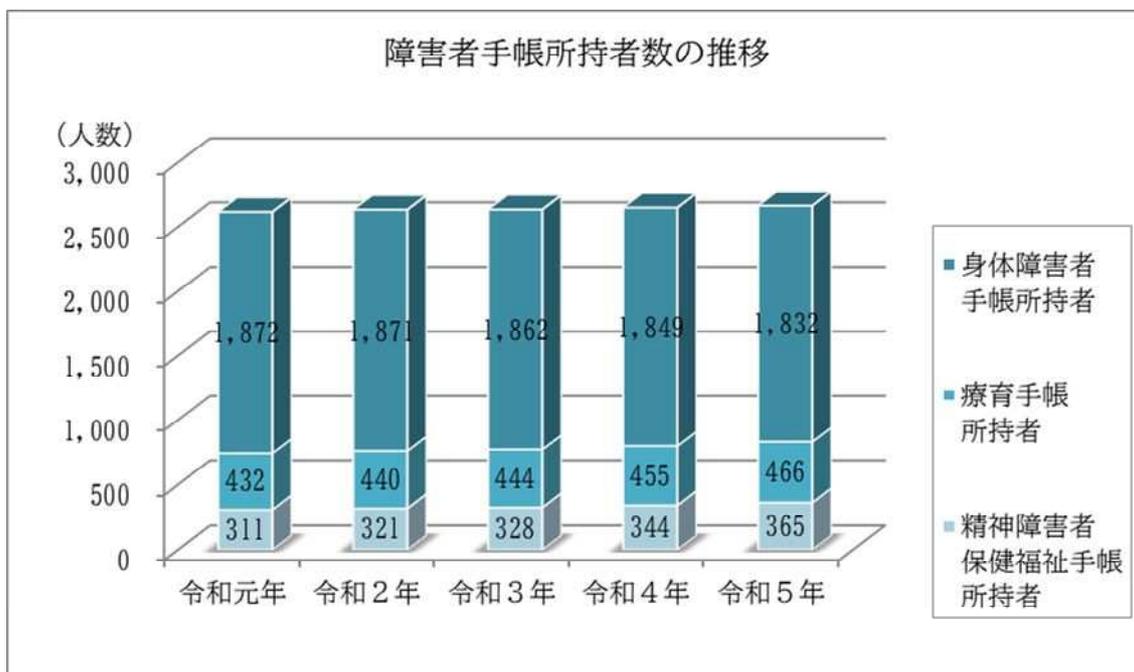
最近5年間の動向を見ると、総人口は3.6%減少しているのに対し、障害者手帳所持者数は微増傾向にあり、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は増加傾向にあります。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口 (a)	51,081	50,671	50,235	49,701	49,233
身体障害者手帳所持者	1,872	1,871	1,862	1,849	1,832
療育手帳所持者	432	440	444	455	466
精神障害者保健福祉手帳所持者	311	321	328	344	365
障害者手帳所持者 (b)	2,632	2,632	2,634	2,648	2,663
対人口 (b/a)	5.19	5.19	5.24	5.33	5.41

注) 各年4月1日現在



## 2 身体障害児・者の状況

### (1) 年齢階層別の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で、1,832人となっています。年齢構成別に見ると、18歳未満のいわゆる障害児は20人(1.1%)、18～64歳は376人(20.5%)、65歳以上は1,436人(78.4%)で、65歳以上の高齢者が7割以上を占めています。

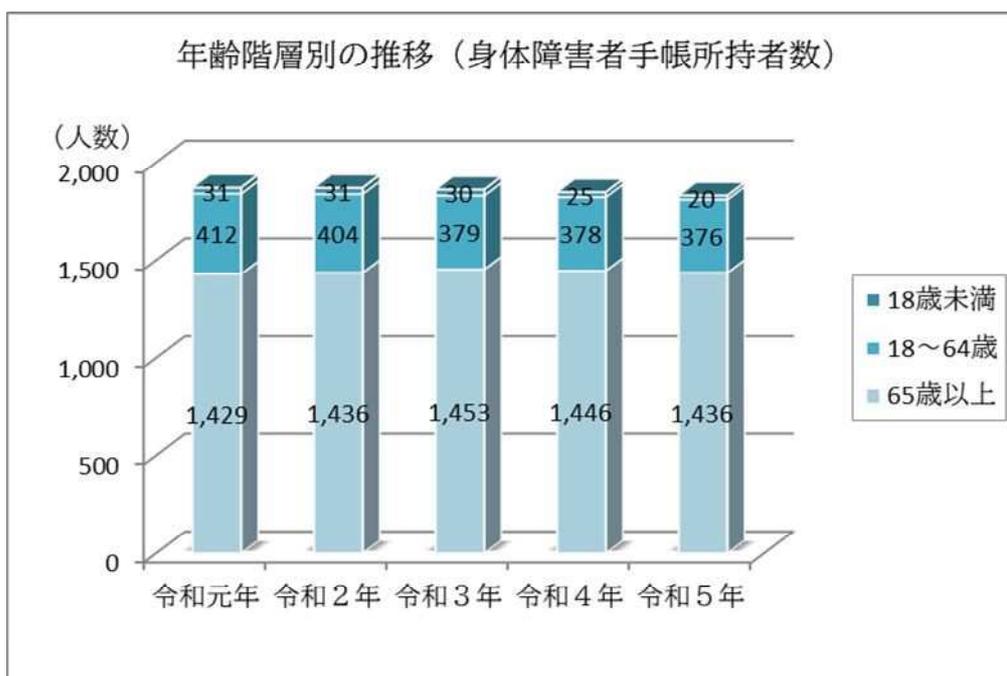
また、最近5年間の動向を見ると、総人口に比例し身体障害者数も減少していますが、65歳以上の高齢者が占める割合は増加しており、身体障害者の高齢化がうかがえます。この傾向は、今後も続くものと予測されます。

#### ■年齢階層別の推移（身体障害者所持者数）

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
18歳未満	31	31	30	25	20	1.1
18～64歳	412	404	379	378	376	20.5
65歳以上	1,429	1,436	1,453	1,446	1,436	78.4
合 計	1,872	1,871	1,862	1,849	1,832	100.0

注) 各年4月1日現在



(2) 等級別の推移

障害の等級別に見ると、令和5年4月1日現在で、1級554人(30.3%)、2級216人(11.8%)、3級341人(18.6%)、4級468人(25.5%)、5級139人(7.6%)、6級114人(6.2%)となっています。

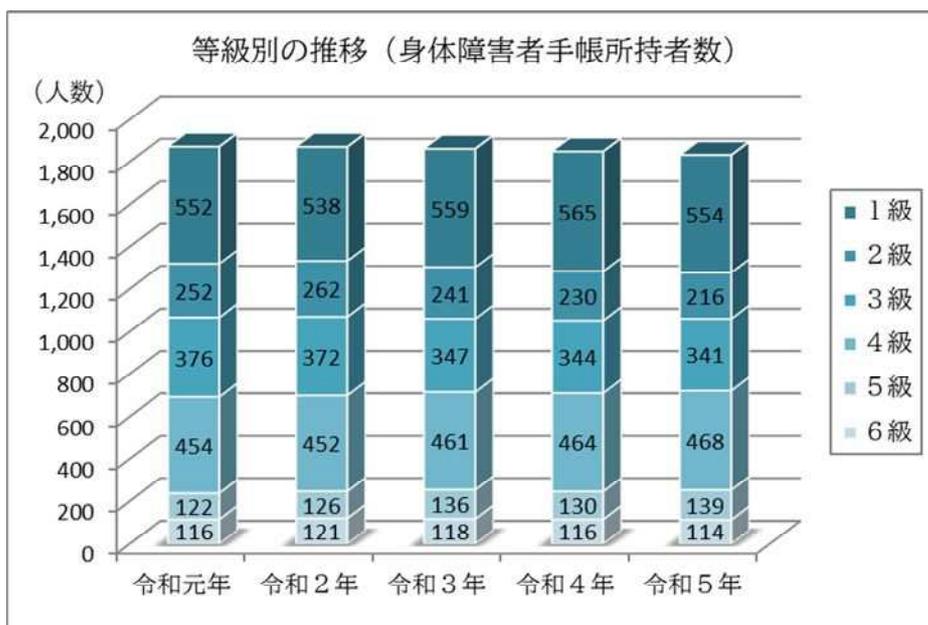
また、最近5年の動向を見ると、若干の増減はありますが、1級は横ばいで推移、2級と3級は緩やかな減少傾向で推移していることから、1級から3級までの重度の障害者の占める割合は60.6%と高い状況にあるものの、令和元年から2.4%減少しています。

■等級別の推移（身体障害者手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
1級	552	538	559	565	554	30.3
2級	252	262	241	230	216	11.8
3級	376	372	347	344	341	18.6
4級	454	452	461	464	468	25.5
5級	122	126	136	130	139	7.6
6級	116	121	118	116	114	6.2
合 計	1,872	1,871	1,862	1,849	1,832	100.0
1・2・3級所持者の割合(%)	63.0	62.6	61.6	61.6	60.6	

注) 各年4月1日現在



## (3) 障害部位別の推移

障害部位別に見ると、令和5年4月1日現在で、「肢体不自由」が896人（48.9%）と過半数を占めています。以下、「内部障害」673人（36.7%）、「聴覚・平衡機能障害」157人（8.6%）、「視覚障害」85人（4.6%）、「音声・言語機能障害」21人（1.2%）の順になっています。

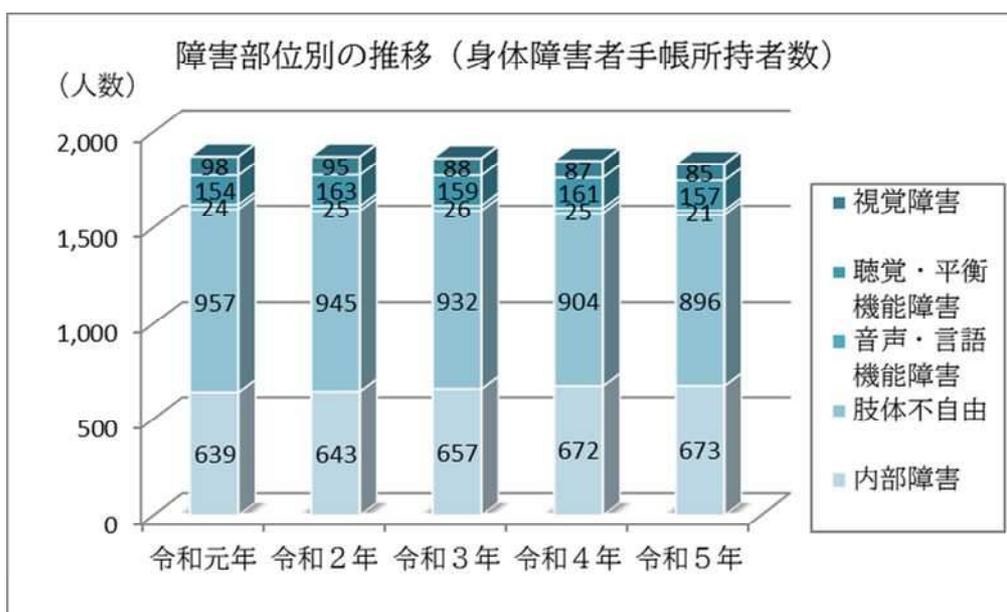
また、最近5年間の動向を見ると、「肢体不自由」は減少傾向、「内部障害」は増加傾向にあります。

## ■障害部位別の推移（身体障害者手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
視覚障害	98	95	88	87	85	4.6
聴覚・平衡機能障害	154	163	159	161	157	8.6
音声・言語機能障害	24	25	26	25	21	1.2
肢体不自由	957	945	932	904	896	48.9
内部障害	639	643	657	672	673	36.7
合 計	1,872	1,871	1,862	1,849	1,832	100.0

注) 各年4月1日現在



### 3 知的障害児・者の状況

#### (1) 年齢階層別の推移

療育手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で、466人となっています。年齢構成別に見ると、18歳未満のいわゆる障害児は95人（20.4%）、18～64歳は325人（69.7%）、65歳以上は46人（9.9%）となっています。

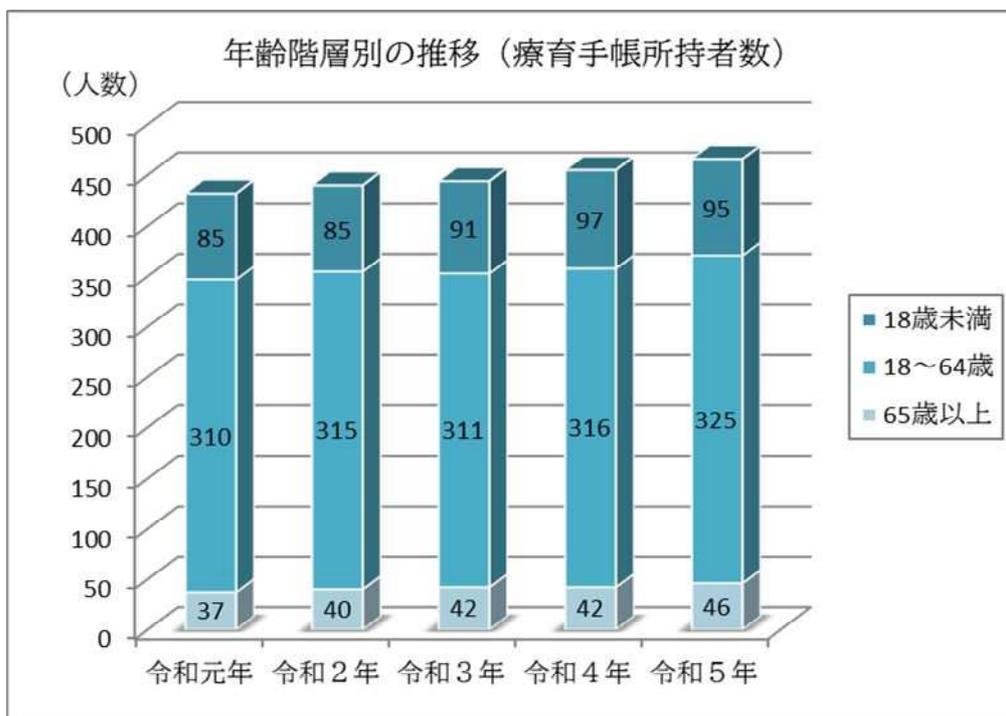
また、最近5年間の動向を見ると、いずれの年齢階層においても増加傾向にあります。

#### ■年齢階層別の推移（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
18歳未満	85	85	91	97	95	20.4
18～64歳	310	315	311	316	325	69.7
65歳以上	37	40	42	42	46	9.9
合 計	432	440	444	455	466	100.0

注) 各年4月1日現在



(2) 障害程度別の推移

障害程度別に見ると、令和5年4月1日現在で、障害の程度が重度の「A」の所持者は186人(39.9%)、障害の程度が中軽度の「B」の所持者は280人(60.1%)となっています。

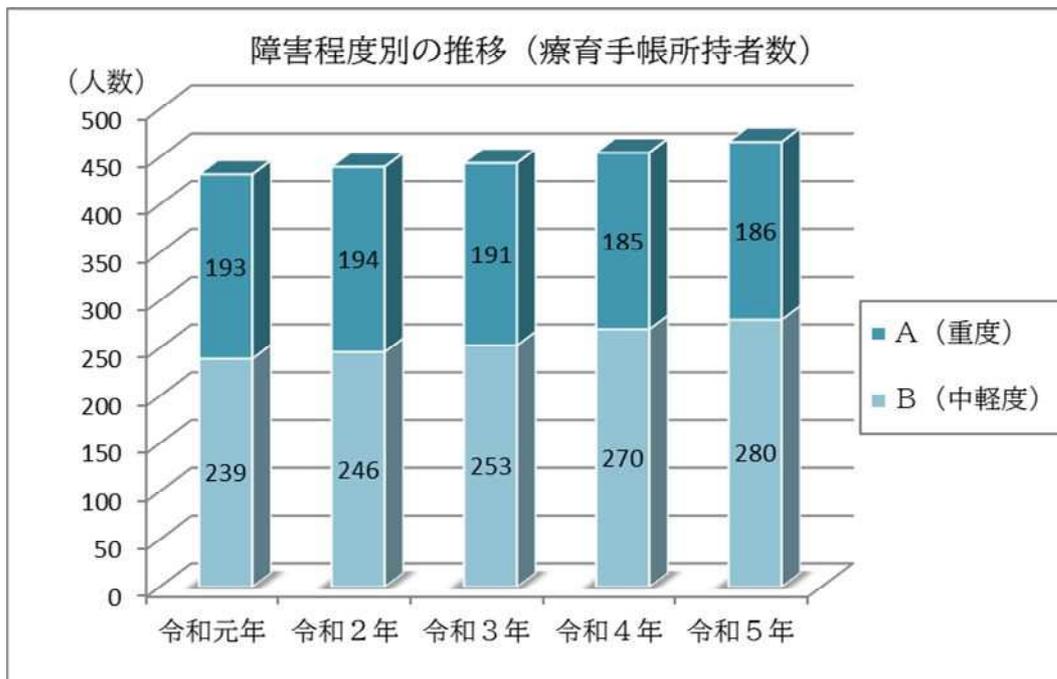
また、最近5年間の動向を見ると、「B」所持者が増加傾向にあることがうかがえます。

■障害程度別の推移（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
A（重度）	193	194	191	185	186	39.9
B（中軽度）	239	246	253	270	280	60.1
合 計	432	440	444	455	466	100.0

注) 各年4月1日現在



## 4 精神障害児・者の状況

### (1) 年齢階層別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で、365人となっています。年齢構成別に見ると、18歳未満のいわゆる障害児は18人（4.9%）、18～64歳は280人（76.7%）、65歳以上は67人（18.4%）となっています。

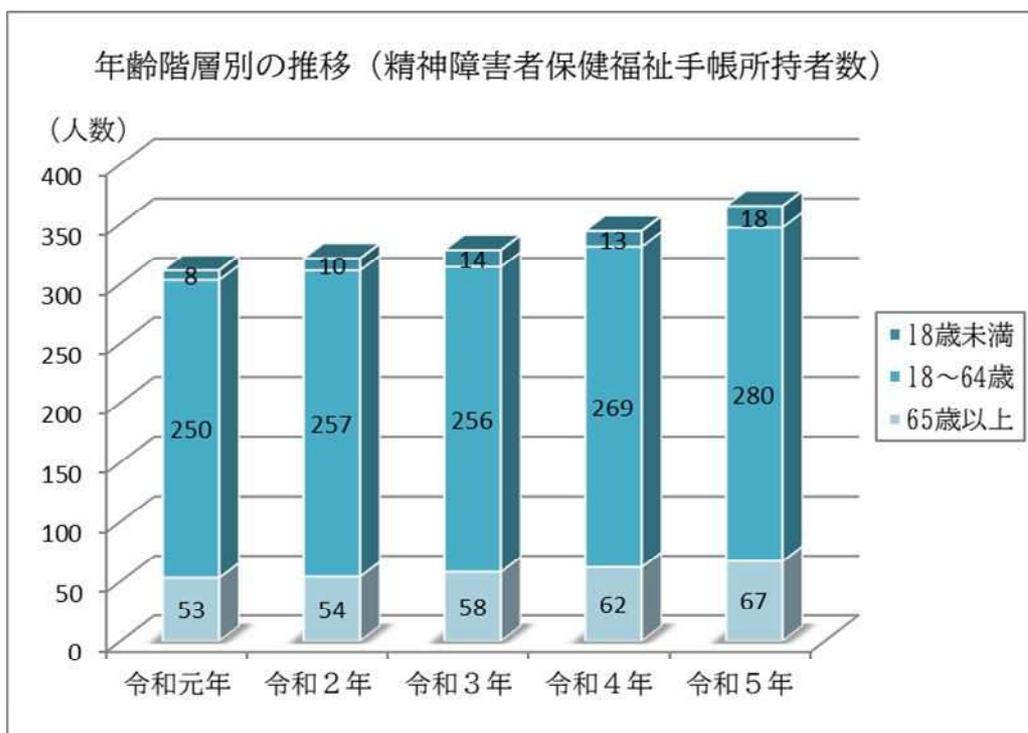
また、最近5年間の動向を見ると、いずれの年齢階層においても増加傾向にあります。

#### ■年齢階層別の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
18歳未満	8	10	14	13	18	4.9
18～64歳	250	257	256	269	280	76.7
65歳以上	53	54	58	62	67	18.4
合 計	311	321	328	344	365	100.0

注）各年4月1日現在



## (2) 等級別の推移

障害の等級別に見ると、令和5年4月1日現在で、1級64人(17.6%)、2級175人(47.9%)、3級126人(34.5%)となっており、2級手帳所持者が約半数を占めています。

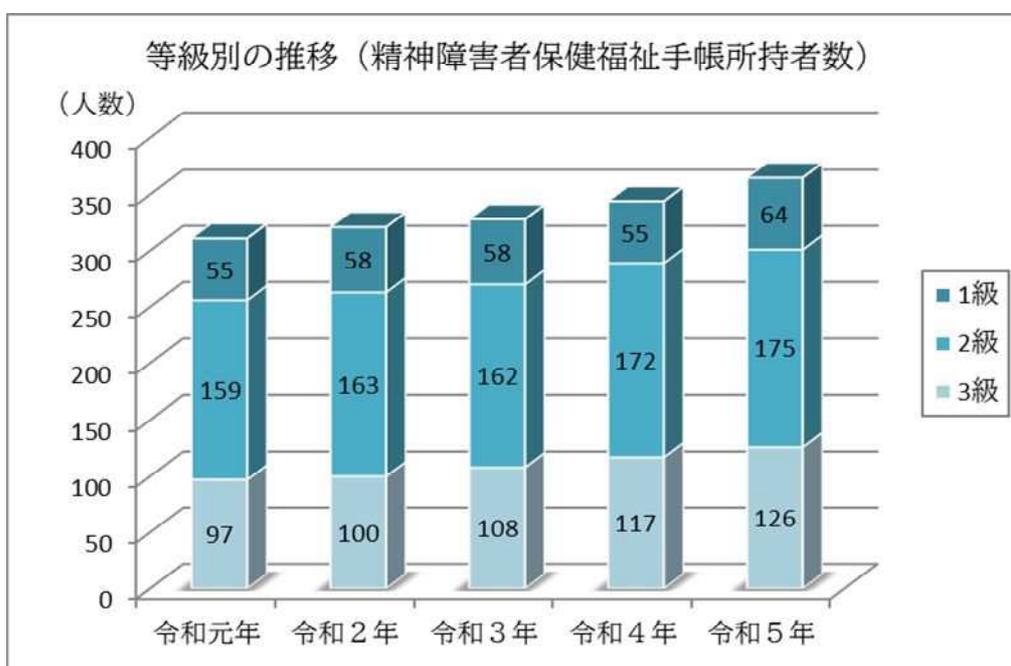
また、最近5年間の動向を見ると、いずれの等級においても増加傾向にあります。

## ■等級別の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
1級	55	58	58	55	64	17.6
2級	159	163	162	172	175	47.9
3級	97	100	108	117	126	34.5
合 計	311	321	328	344	365	100.0

注) 各年4月1日現在



(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和5年4月1日現在で、742人となっています。

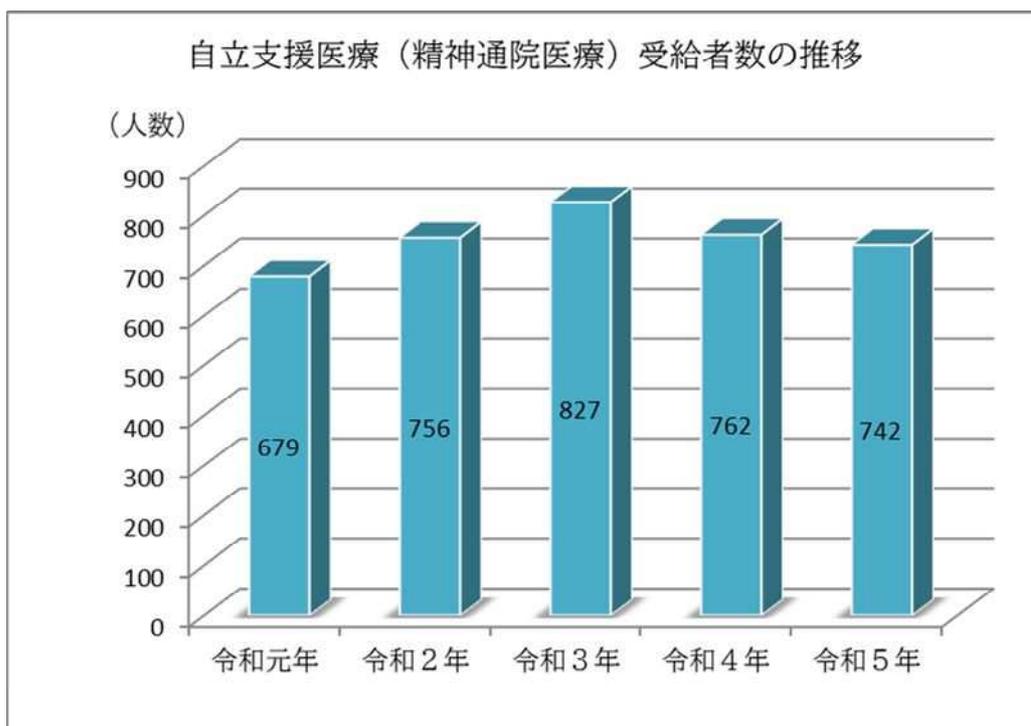
また、最近5年間の動向を見ると、令和3年度に一時的な増加がありました。おおむね同程度で推移しています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療（精神通院医療） 受給者数	679	756	827	762	742

注) 各年4月1日現在



## 5 発達障害者の状況

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥性多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障害者数については統計的な資料がないため正確な数値は把握できていませんが、文部科学省が令和4年度に実施した全国調査では、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童数（小・中学校）は、8.8%とされており、平成24年度に実施された前回調査よりも増加しています。

また、本市において、発達障害（疑いを含む）の診断を受け、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援を利用している児童は、令和元年度末は41人でしたが、令和4年度末は65人となっています。低年齢から発達障害の診断を受け、早期療育につながるケースが増加傾向にあります。

## 6 障害支援区分の認定状況（令和5年4月現在）

障害支援区分は、障害のある人等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、6段階の区分（区分6が最も支援の必要度が高い）により市が認定します。認定に当たっては、障害のある人の心身の状態等について、調査を実施した80項目と主治医等の意見書をもとに一次判定を行い、特記事項と合わせて、障害者自立支援審査会において審査判定を行います。

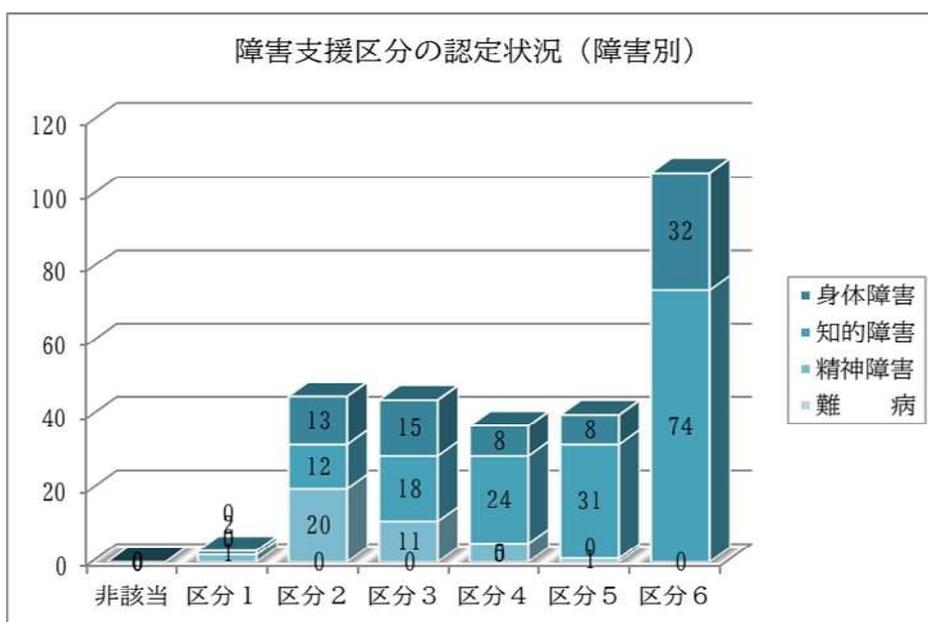
### （1）障害別

障害支援区分の認定状況を障害別に見ると、身体障害では、区分6が32人と最も多く、続いて、区分3、区分2と続いています。知的障害では区分6が74人と最も多く、以下、区分5、区分4と続いています。精神障害では区分2が20人と最も多く、続いて区分3、区分4となっています。なお、現時点では、難病のみを理由とした申請はありません。

（単位：人）

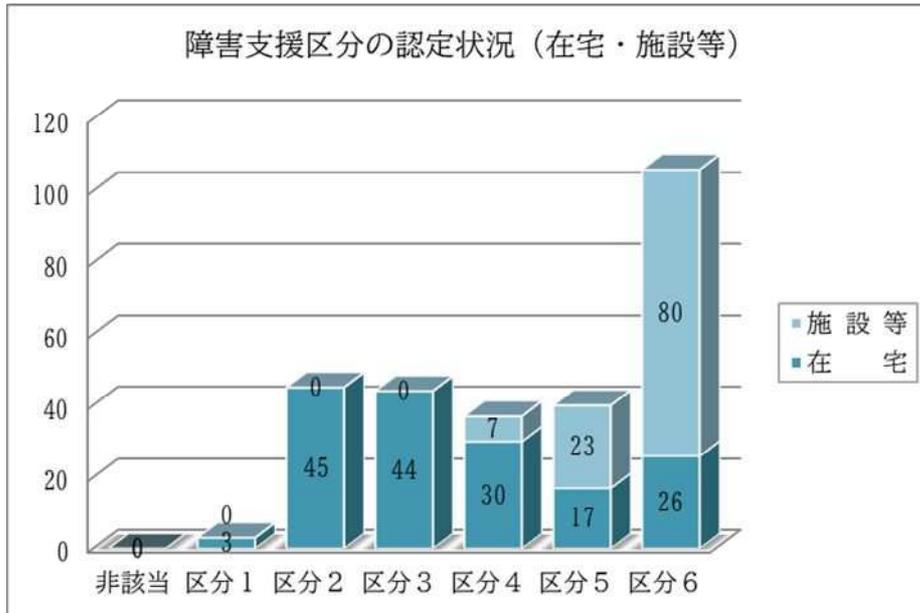
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	0	1	13	15	8	8	32	77
知的障害	0	0	12	18	24	31	74	159
精神障害	0	2	20	11	5	1	0	39
難病	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	0	3	45	44	37	40	106	275

※重複障害の場合は、主な障害に計上している。



## (2) 在宅・施設等別

障害支援区分の認定状況を在宅・施設等に分けて見ると、在宅では、区分2が45人と最も多く、以下、区分3が44人、区分4が30人となっています。施設等では、区分6が80人、区分5が23人となっており、施設等利用者のおおよそ9割を占めています。



## 第2節 アンケート調査の結果

### 1 アンケート調査の概要

#### (1) 調査の目的

第4次光市障害者福祉基本計画及び第7期光市障害福祉計画の策定に当たり、障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人へ意識調査を行いました。

#### (2) 調査対象

##### ア 障害のある人

障害者手帳、自立支援医療（精神通院）、特定医療費（指定難病）の認定又は交付を受けている人及び障害福祉サービスの利用実績がある人の中から500人を無作為抽出

##### イ 障害のない人

光市に住民登録のある18歳以上の人の中から、上記の対象者を除き1,000人を無作為抽出

#### (3) 調査期間

令和5年9月6日（水）～25日（月）（20日間）

#### (4) 調査方法

郵送による配布・回収

#### (5) 回収状況

	配布数A	回収数B	回収率B/A
障害のある人	500	240	48.0%
障害のない人	1,000	437	43.7%

#### ■集計上の留意点

(1) 回答率（割合（%））は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表記しました。このため、合計が100にならない場合があります。

(2) 各設問の「無回答」は集計していませんので、回答者の総数は設問ごとに異なります。

## 2 アンケート調査結果の要点

### (1) 障害のある人向け調査結果

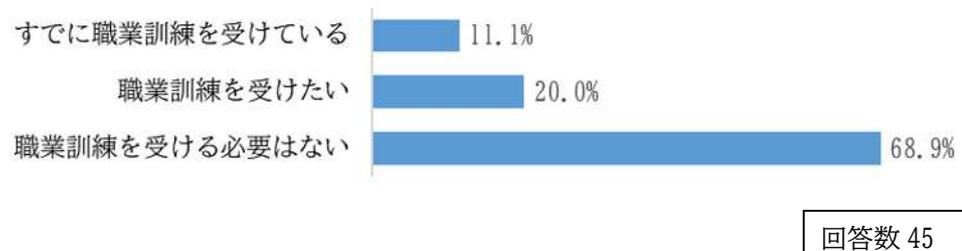
ア 障害のある人の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く16.0%、続いて「職場全体の障害者理解」が15.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が13.1%となっており、就労に向けて障害の理解が重要であることがわかります。

問) あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)



イ 就労を希望する人のうち、職業訓練の希望について、「職業訓練を受けたい」が20.0%、「すでに職業訓練を受けている」が11.1%となっています。

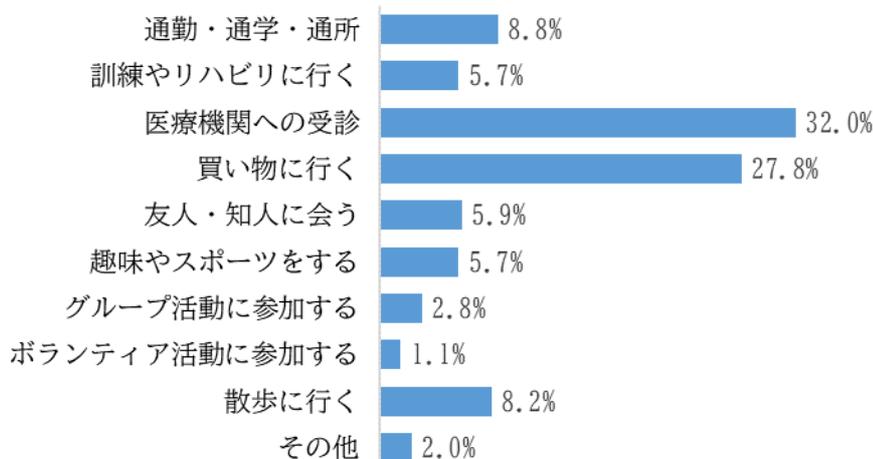
問) (就労希望者のうち) 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。  
(○は1つだけ)



ウ 身体障害者手帳所持者のうち、外出の目的については、「医療機関への受診」が最も多く32.0%、続いて「買い物に行く」が27.8%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く37.2%、続いて「友人・知人」が13.6%となっています。

身体障害者手帳所持者

問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)  
あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 353

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 339

療育手帳所持者のうち、外出の目的については、「通勤・通学・通所」が最も多く 28.3%、続いて「医療機関への受診」、「買い物に行く」が19.6%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く 37.8%、続いて「施設の支援員・指導員」が16.2%となっています。

療育手帳所持者

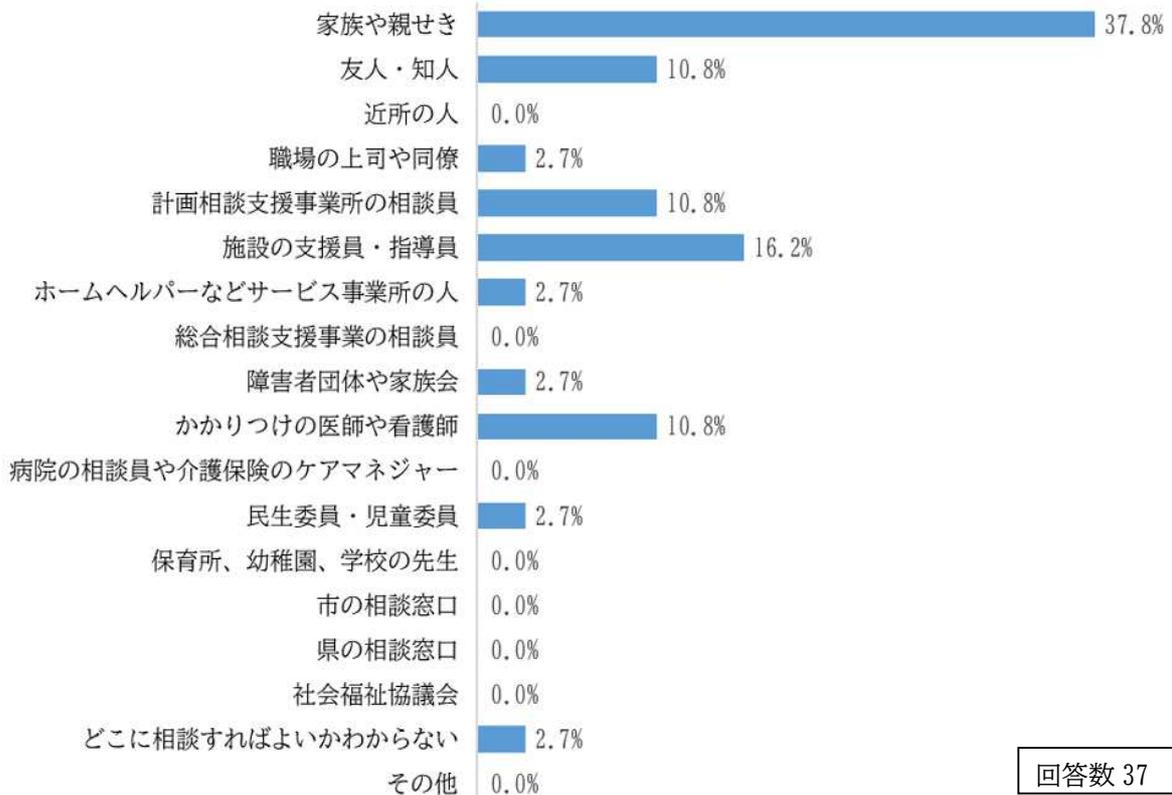
問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 46

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 37

精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、外出の目的については、「医療機関への受診」が最も多く30.2%、続いて「買い物に行く」が23.8%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く38.5%、続いて「かかりつけの医師や看護師」が19.2%となっています。

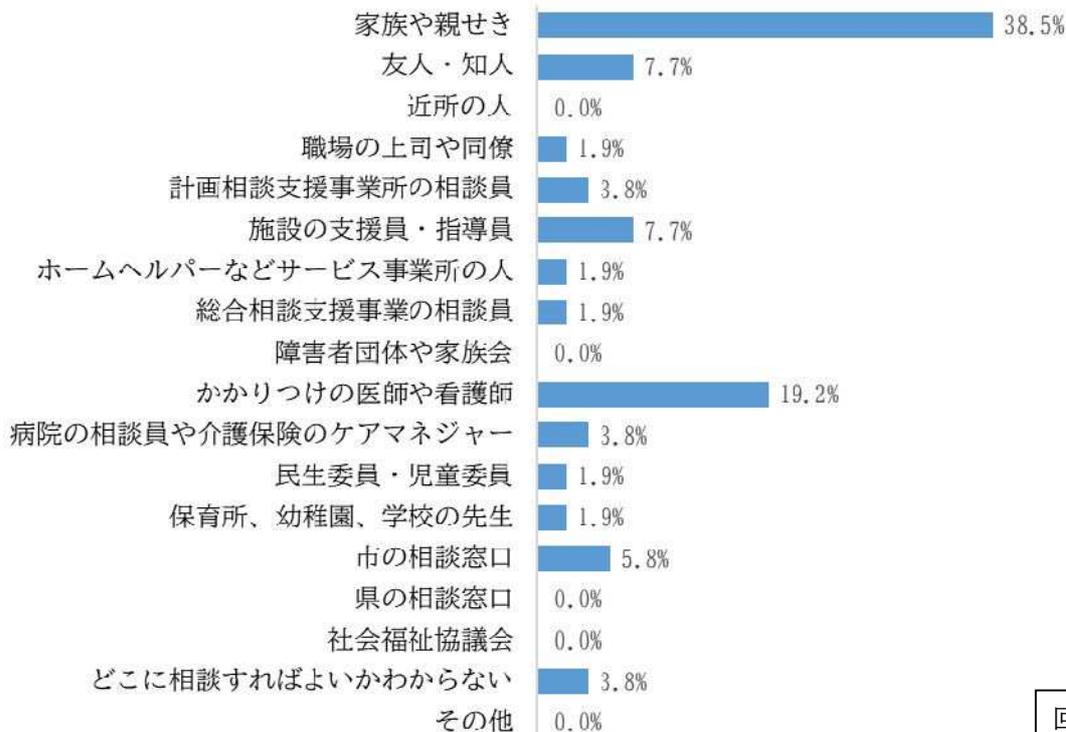
精神障害者保健福祉手帳

問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)  
あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 63

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 52

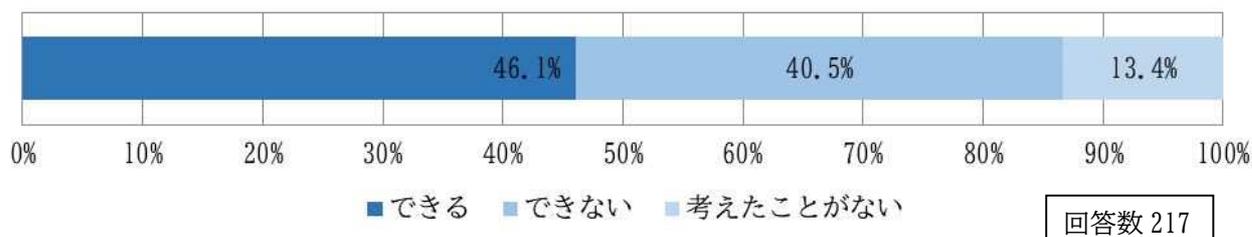
以上のことから、外出の目的は、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、「医療機関への受診」や「買い物」、療育手帳所持者は、「通勤・通学・通所」の割合が高くなっています。

また、普段の相談先については、全ての手帳所持者において「家族や親せき」が最も多く、続いて、「友人・知人」、「施設の支援員・指導員」、「かかりつけの医師や看護師」が多くなっています。

よって、共生社会の考え方や障害福祉制度等の周知に当たっては、外出先となる店舗や公共施設、医療機関等にポスターやパンフレットを設置したり、医療機関や障害福祉サービス事業者等の支援者と連携する等の取組が必要と考えられます。

エ 災害時に一人で避難「できない」と答えた人は40.6%、「考えたことがない」が13.4%となっています。また、災害時、近所に助けてくれる人がいますかの問いに、「いない」と答えた人が36.6%、「考えたことがない」が29.5%となっています。

問) あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)



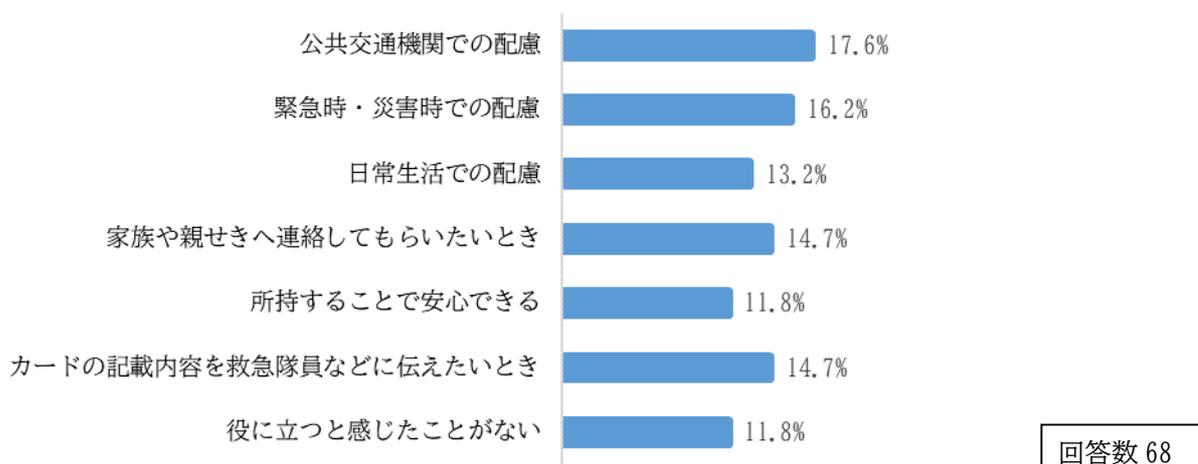
問) 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)



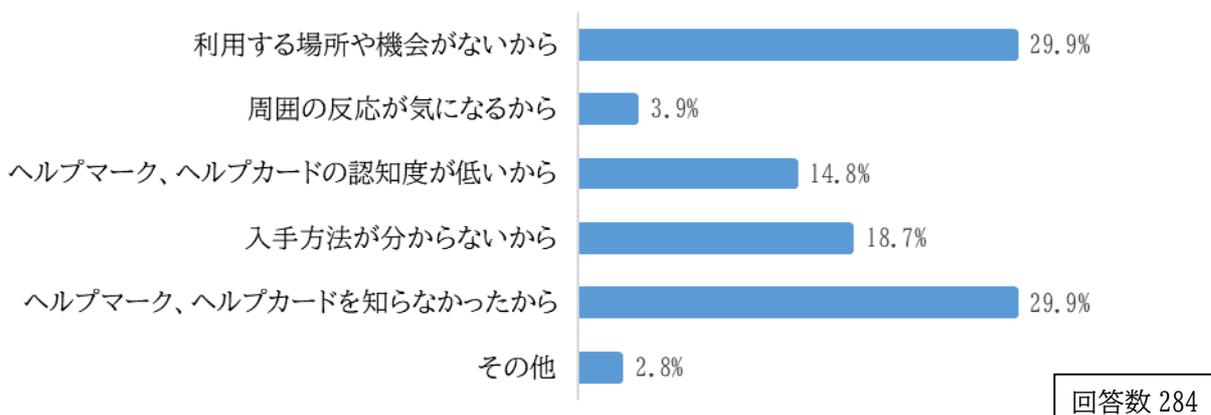
以上のことから、災害時の備えや想定ができていない人が多くいることが考えられます。今後は、自主防災組織や民生委員児童委員協議会と連携しながら、災害時における制度の周知・広報を図ることはもとより、障害のある人も可能な限り、避難訓練に参加したり、障害の状態や医療や介護の状況に応じた準備をする等、災害に対する日常の備えが必要です。

オ ヘルプマーク、ヘルプカードが役に立った場面については、「公共交通機関での配慮」が最も多く17.6%、続いて「緊急時・災害時での配慮」16.2%となっており、利用していない理由については、「利用する場所や機会がないから」と「ヘルプマーク、ヘルプカードを知らなかったから」が29.9%となっています。

問) ヘルプマーク、ヘルプカードはどのような点で役に立っていますか。(あてはまるものすべてに○)



問) ヘルプマーク、ヘルプカードを利用していない理由は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)

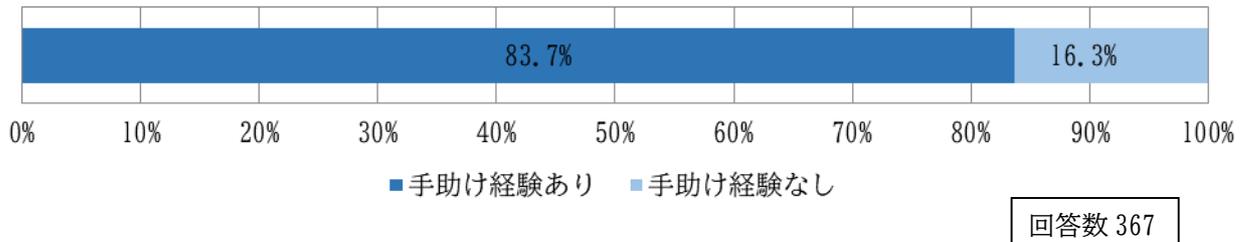


以上のことから、ヘルプマーク、ヘルプカードを利用することで、一定程度の効果はあると考えられますが、周知度が低い状況にあるため、利用する場所や機会が限定的で、本来の効果を発揮することができていない状況にあると考えられます。

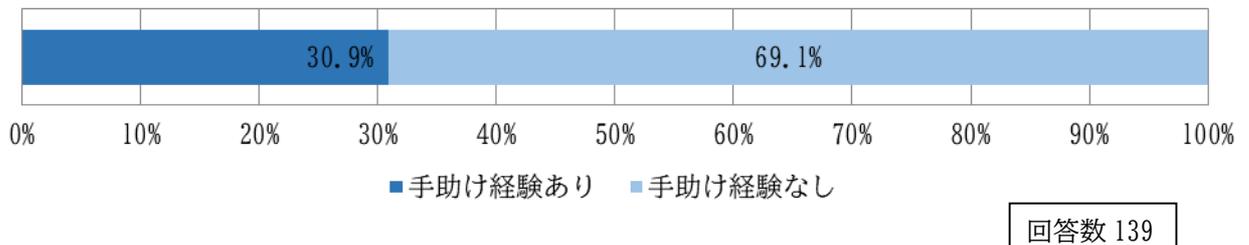
よって、各種行事やイベント、会議等の多様な機会を捉えて周知することに加えて、SNSの活用等により広範囲に啓発する等の取組が必要と考えられます。

## (2) 障害のない人向け調査結果

ア 身近に障害のある人が「いる」と回答した 367 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は 83.7%、「手助け等の経験がない人」は 16.3%となっています。

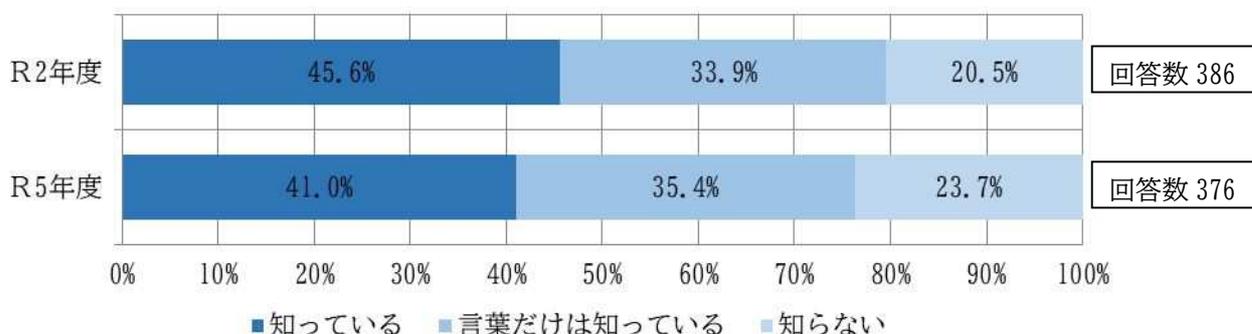


身近に障害のある人が「いたことはない」と回答した人 139 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は、30.9%、「手助け等の経験がない人」は 69.1%となっています。

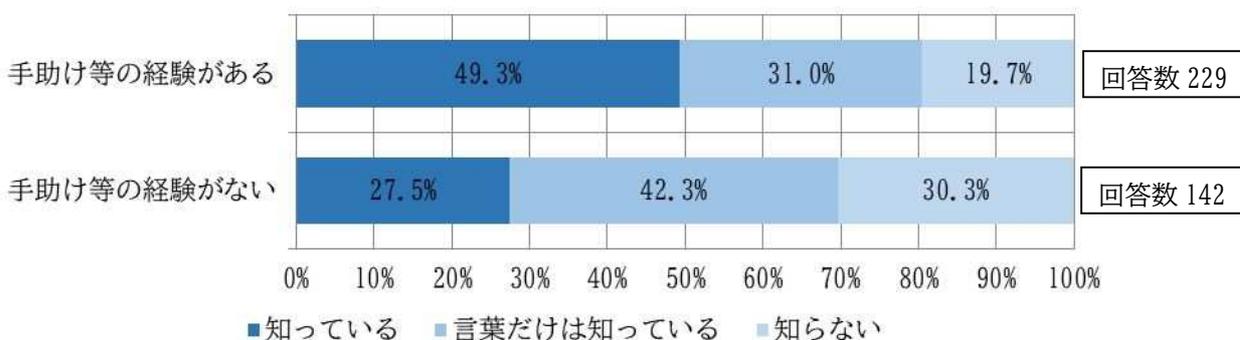


以上のことから、身近に障害のある人がいる人は、手助け等の経験がある割合が高い傾向にあり、障害のある人への理解促進を図るためには、障害のある人をより身近に感じる体験を積み重ねる必要と考えられます。今後は、障害のある人、障害のない人が相互に交流しながら、お互いに理解が深まるような場が求められます。

イ 『共生社会』の周知度について、「知っている」が最も多く41.0%、「言葉だけは知っている」が35.4%、「知らない」が23.7%となっており、「知っている」は前回調査よりも減少しています。



また、障害のある人への手助け等の経験がある人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は49.3%、共生社会の「言葉だけは知っている人」は31.0%となっています。また、手助け等の経験がない人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は27.5%、共生社会の「言葉だけを知っている人」は42.3%となっています。



以上のことから、障害のある人への手助け等の経験がある人は、手助け等の経験がない人に比べ、共生社会の周知度が高いことがわかります。障害のある人をより身近に感じる体験や障害のある人と障害のない人がふれあい、交流することは、お互いの理解が深まり、共生社会の周知が図られることが想定され、共生社会の実現に向けた重要な取組となることが考えられます。

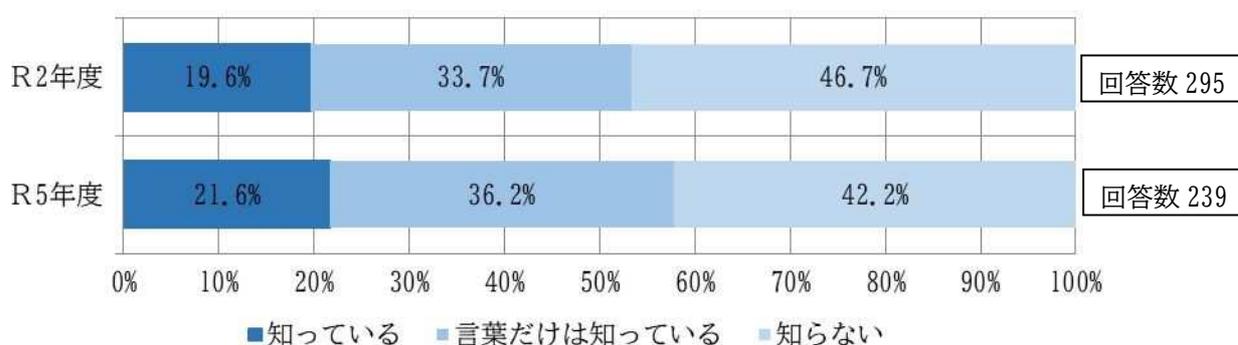
(3) 障害のある人、障害のない人の調査結果の比較

ア 共生社会の周知度について、障害のある人は21.6%の人が「知っている」と回答し、「言葉だけは知っている」は36.2%となっています。それに対し、障害のない人は、「知っている」が41.0%、「言葉だけは知っている」が35.4%となっており、本市においては、障害のない人の方が、共生社会という考え方を知っている割合が高くなっています。これらの結果から、障害のない人へ共生社会や障害の理解を推進するだけでなく、障害のある人にも共生社会という考え方について知ってもらい、ふれあいや交流を通し、相互に理解することが必要です。

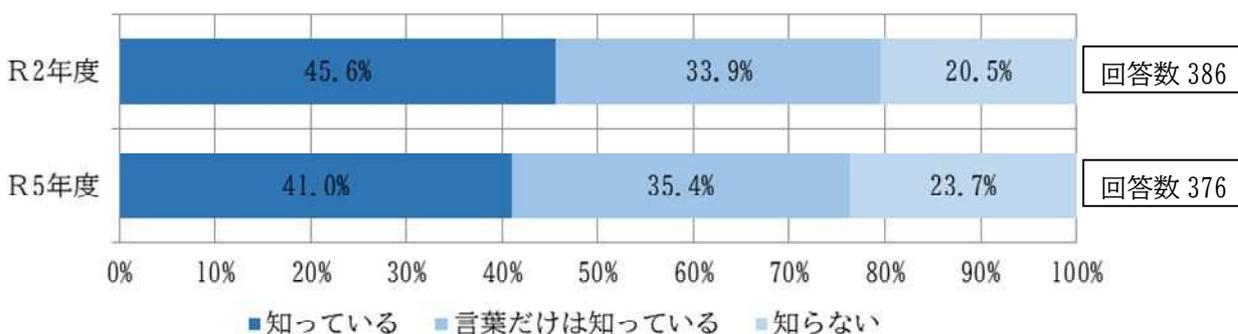
また、前回アンケート時との比較では、障害のある人は若干増加し、障害のない人では周知度が減少しています。

問) あなたは、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか。(○は1つだけ)

障害のある人



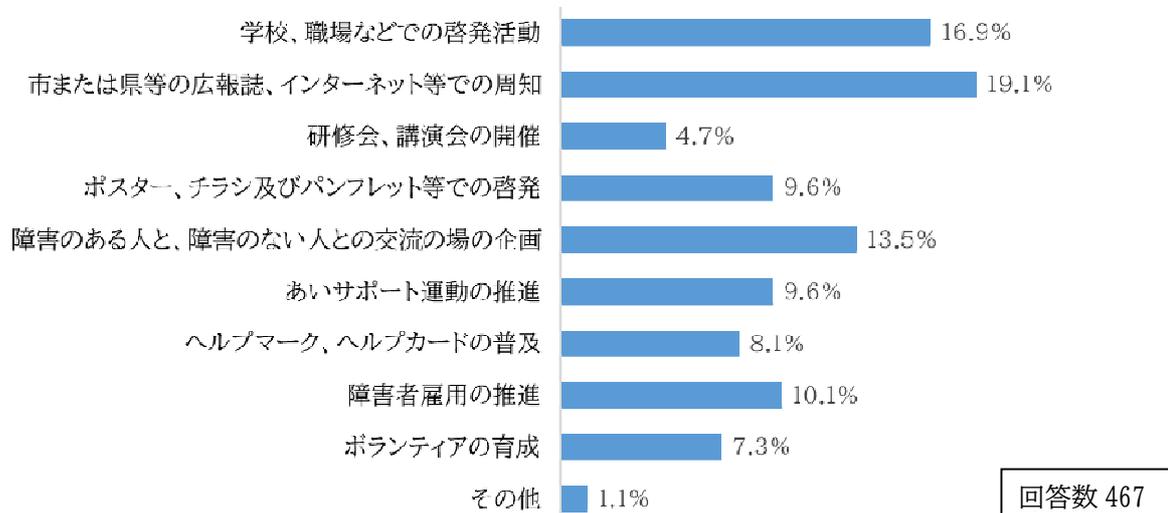
障害のない人



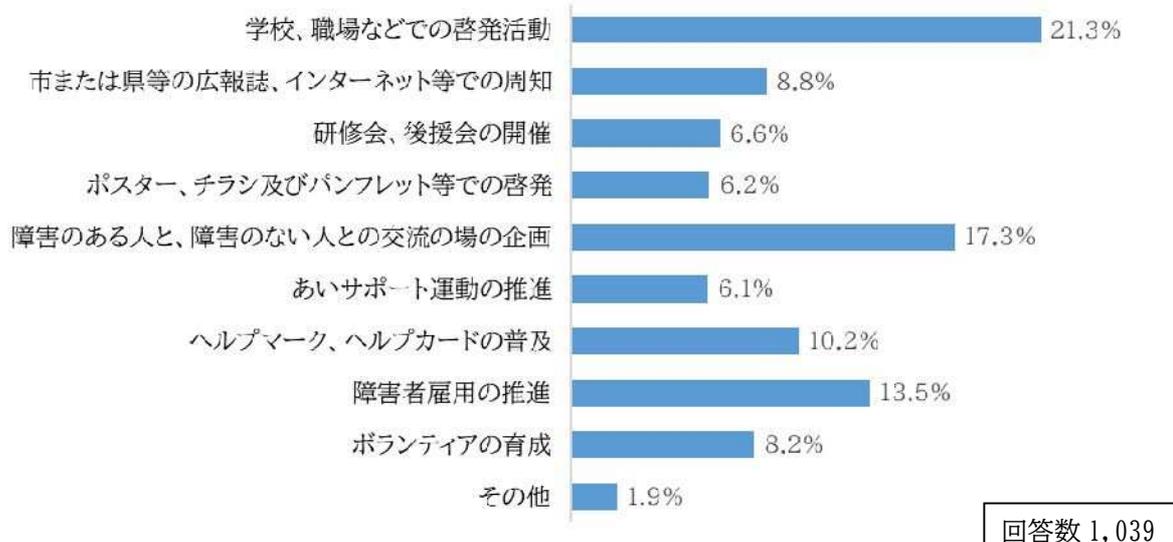
イ 共生社会を実現するために必要な取組として、障害のある人は「市または県等の広報誌、インターネット等での周知」が最も多く19.1%、続いて、「学校、職場などでの啓発活動」が16.9%、「障害のある人と、障害のない人との交流の場の企画」となっています。一方で、障害のない人は、「学校、職場などでの啓発活動」が最も多く21.3%、続いて、「障害のある人と、障害のない人との交流の場の企画」が17.3%となっており、どちらもお互いの理解と協力が必要だと感じていることがわかります。

問) あなたは、「共生社会」実現のためには、どのような取組が必要だと思いますか。  
(あてはまるもの3つに○)

障害のある人

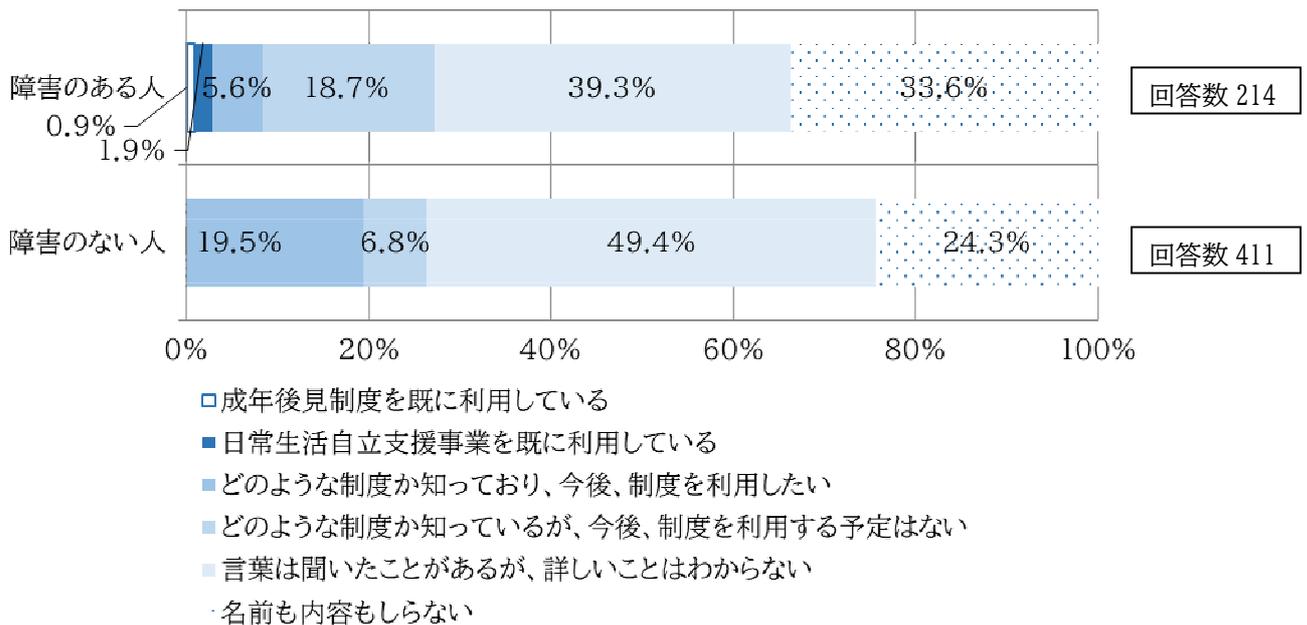


障害のない人



ウ 障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や意思決定支援、金銭管理等の支援を一体的に確保し、障害のある人の権利を守る成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知度を確認したところ、障害のある人も障害のない人も制度を理解している人は3割未満となっており、周知度の低さがうかがえます。

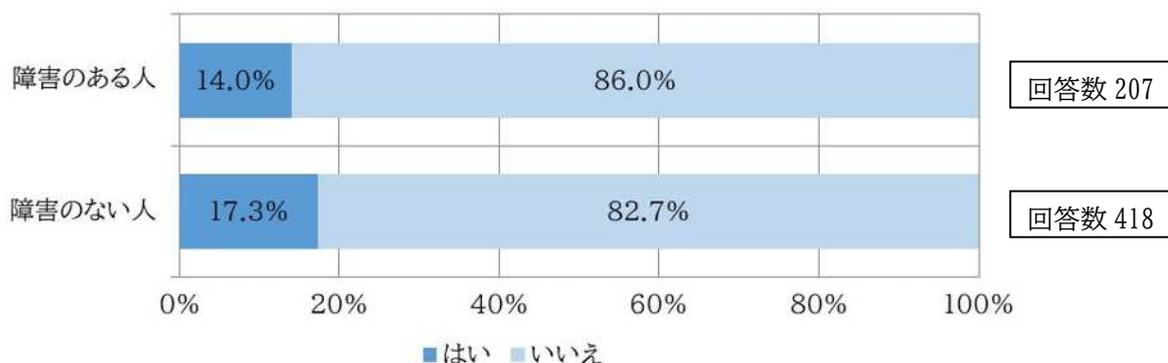
問) 障害や高齢化などにより判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度や日常生活自立支援事業についてご存じですか。もしくは利用したいですか。(○は1つだけ)



エ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律の周知度を確認したところ、障害のある人も障害のない人も8割以上の人々が「いいえ」と回答しており、周知度の低さがうかがえます。

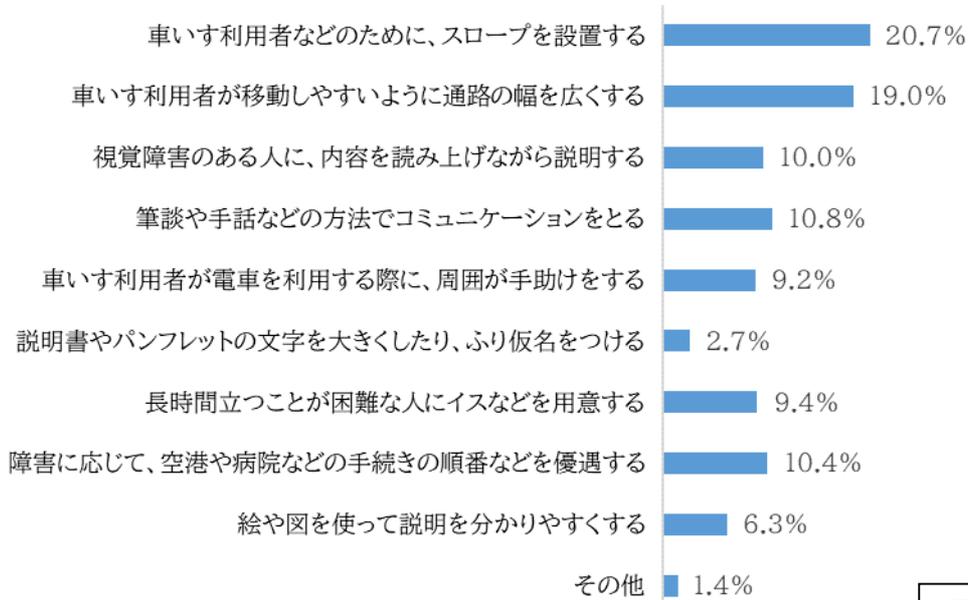
また、合理的配慮としての取組で不足していると感じているのは、障害のある人では「車いす利用者などのために、スロープを設置する」が最も多く20.7%、続いて「車いす利用者が移動しやすいように通路の幅を広くする」が19.0%となっています。また、障害のない人では、「車いす利用者が移動しやすいように通路の幅を広くする」が最も多く17.2%、続いて、「車いすの利用者が電車を利用する際に、周囲が手助けをする」が16.0%、「車いす利用者などのために、スロープを設置する」が15.0%となっています。

問) 平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害を理由として、不当な差別をしないことや、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜である「合理的配慮」をすることで、「共生社会」を実現することを目指しています。あなたは、この法律の内容をご存知ですか。(○は1つだけ)



問) 現在の生活の中で、障害のある人への合理的配慮として、どの様な取組が不足していると感じますか。(〇は3つまで)

障害のある人



回答数 489

障害のない人



回答数 1,159

共生社会の実現に向け、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供が進むよう、障害者差別解消法の趣旨や制度の周知・広報を図る必要があることがわかります。

また、共生社会の周知度を障害のある人とない人で比較すると、障害のある人の方が若干低い傾向にあります。障害のある人、障害のない人が双方向で共生社会の実現に向け、「人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」を目指す取組を行うことが必要です。